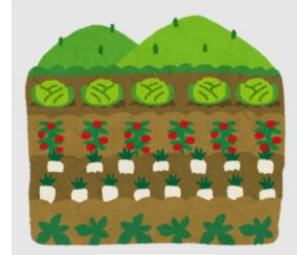


農地を農地以外で利用したい（農地の転用）

◆「農地の転用」とは？

人為的に農地・採草放牧地を農地・採草放牧地以外にすることを「農地転用」といいます。

農地を農業用施設（牛舎、倉庫など）、資材置き場、駐車場にするなど、農地以外で利用したい場合や砂利を採取するなど一時的に農地以外とする場合も農地転用に該当します。



◆農地転用に関する法律

農地を転用するには、農業委員会が担当する「農地法」と農林課が担当する「農振法」の2つの法律が関係します。農地を転用する前に、それぞれの法律に基づく申請・許可が必要になります。ここでは、農地法について説明します。

◆許可が必要なのはなぜ？

農地は、農業生産の基盤であり、限られた貴重な資源です。国民への食料の安定供給を確保するためには、優良な農地を確保する必要があります。

したがって、自由に農地が転用され、農地が減っていくことを防止するため、農地法により、農地の転用に制限がかかっております。

◆許可を受けるまでに期間を要します。

農地を転用するには、農業振興地域の「農用地区域でない」ことなどの条件があります。転用を申請する農地が農用地区域の場合、農地転用の申請は、農業振興地域の関連手続きが済んだ後になります。

また、農業委員会は、農地転用の申請を受けた場合、現地調査、総会審議（内容によっては、北海道農業会議へ意見聴取）を経て許可しますので、2ヶ月ほど期間を要する場合があります。

農地の転用をご検討の方は、お早めに農業委員会事務局にご相談ください。

◆許可を受けずに転用すると？

許可を受けずに転用した場合、又は申請と違う転用をした場合

→工事の中止や農地への原状回復の命令がなされます。（農地法第51条）

※違反罰則 個人：3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（農地法第64条）

法人：1億円以下の罰金（農地法第67条）